

(2021年・令和3年7月26日改正)

公益財団法人 東京陸上競技協会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人東京陸上競技協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都における陸上競技界を統括し、かつ、代表する団体として、陸上競技の普及、振興と競技力向上を図り、併せて東京都のスポーツ文化の進展と都民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 陸上競技の普及及び振興に関すること
- (2) 陸上競技の競技力向上を図り、東京都を代表する選手や将来有望な選手を育成すること
- (3) 陸上競技の指導者の養成に関すること
- (4) 陸上競技の審判員の養成及びその資格に関すること
- (5) 東京陸上競技選手権大会をはじめ各種陸上競技大会の開催及び陸上競技に関する体験会、講習会の開催に関すること
- (6) 各種陸上競技大会に対する選手及び審判員並びに大会運営員の派遣に関すること
- (7) 陸上競技の記録の整理保存に関すること
- (8) 陸上競技場の施設設備等の整備指導に関すること
- (9) 陸上競技に関連する刊行物の発行に関すること
- (10) 陸上競技の優秀選手並びに陸上競技の発展に貢献した功労者等の顕彰に関すること
- (11) 公益財団法人日本陸上競技連盟、東京都及びその他の団体から受託するスポーツ振興事業の実施に関すること
- (12) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 加入団体及び登録会員

(加入団体及び登録会員)

第5条 この法人の加入団体は、東京都における陸上競技団体及びクラブ(以下「加入団体」という。)とする。

2 陸上競技に関する競技者、競技役員、指導者、コーチ等の個人は、この法人が別に定める規程により、登録会員となることができる。

(加入)

第6条 新たに前条の加入団体となろうとする団体は、理事会の決議を経て、加入する

ことができる。

- 2 前項によりこの法人に加入する団体及び登録会員は、別に定める会費等を納入しなければならない。
- 3 加入団体及び登録会員について必要な事項は、理事会において別に定める。

(脱 退)

第7条 加入団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出することにより、任意にいつでも脱退することができる。

- 2 加入団体が、この法人の加入団体として不適格と認められるときは、理事会の決議により、これを除名することができる。

(加入団体連絡協議会)

第8条 この法人に加入団体連絡協議会を置く。

- 2 前項の協議会は、この法人及び加入団体の代表者をもって構成する。
- 3 第1項の協議会は、加入団体との相互の連絡調整及び情報交換のために必要に応じて開催する。
- 4 第1項の協議会の運営細則は、理事会において別に定める。

第4章 賛助会員

(賛助会員)

第9条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第5章 資産及び会計

(基本財産)

第10条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の維持管理及び運用)

第11条 この法人の財産の維持管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類は、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (5) その他法令で定める帳簿及び書類等

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第16条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会の決議を得なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行なおうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。
 - 3 重要な財産の内容は、理事会の決議により別に定める。

(会計原則)

- 第17条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定 数)

第 18 条 この法人に、評議員 3 名以上 20 名以内を置く。

2 評議員のうち、1 名を評議員会議長とする。

(選任及び解任)

第 19 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会(以下「選定委員会」という。)において行う。

2 選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 選定委員会の決議は、委員の過半が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7 選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなる時に備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員)につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任 期)

第 20 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 評議員は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第21条 評議員に対して、各年度の総額が40万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第22条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 長期借入金及び重要な財産の処分及び譲受けの承認
- (8) 残余財産の処分
- (9) 評議員会議長の選任及び解職
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

- 3 評議員会の議長は、評議員会議長があたる。

(開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度6月に開催するほか、必要がある場合に、臨時評議員会を開催する。

(招集)

第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第25条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的等の事項を記載した書面又は評議員の承諾を得て電磁的方法により通知しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の裁決するところによる。

2 前項本文において、議長は評議員として議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) 長期借入金及び重要な財産の処分及び譲受け

(6) その他法令又は定款で定められた事項

4 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事及び監事の候補者の合計数が第31条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事長が、評議員全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した評議員のうち議長の指名により定める2名がこれに記名押印する。

(評議員会運営規則)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第7章 役員

(役員を設置)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上30名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とし、5名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長、副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の代表理事とし、常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 32 条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係が有る者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 33 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 34 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。
- 4 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又法令及びこの定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会に報告する。
- 5 理事長が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令及びこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。
- 6 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第 35 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第 31 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 36 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任すること

ができる。この場合、評議員会において決議する前に、当事者たる役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき

(役員報酬等)

第 37 条 役員は、無報酬とする。ただし、次のいずれかに該当する者については、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- (1) 常勤の役員
- (2) 非常勤の役員のうち重要な役務を提供する者

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(取引の制限)

第 38 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること
- (4) その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の限定又は免除)

第 39 条 この法人は、法人法第 198 条において準用される同法第 111 条第 1 項に定める理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(会長等)

第 40 条 この法人に、会長 1 名、副会長 2 名以内を置くことができる。

- 2 会長及び副会長は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 会長は、この法人の儀礼的な行為を行うほか、この法人の事務の執行に関し、必要な助言を行うことができる。また副会長は、会長を補佐し、又会長の代行としてこの法人の儀礼的な行為を行うとともに、この法人の事務の執行に関し、必要な助言を行うことができる。
- 4 会長及び副会長は、評議員会並びに理事会の求めに応じ出席し又は意見を述べるることができる。
- 5 この法人に、任意の機関として、相談役及び顧問を置くことができる。
- 6 相談役及び顧問は、この法人の発展に貢献した者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 7 相談役及び顧問は、重要事項について、理事長の諮問に応じ意見を述べるることができる。
- 8 会長、副会長、相談役及び顧問の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

9 会長、副会長、相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第8章 理事会

(構成)

第41条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長があたる。

(権限)

第42条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第43条 理事会は、定時理事会として、毎事業年度2回以上開催するほか、臨時理事会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき
- (3) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき
- (4) その他法令に定める場合

(招集)

第44条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が裁決するところによる。

2 前項本文の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件をみたしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、理事長が理事会に出席していた場合には、理事長及び出席していた監事がこれに記名押印する。理事長が理事会を欠席していた場合には、出席していた理事及び監事の全員がこれに記名押印する。

(理事会規則)

第47条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第9章 委員会

(委員会)

第48条 この法人の事業を推進するため必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 事務局

(事務局及び職員)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 その他の使用人の任免は、理事長が行う。

5 事務局長及び職員は、有給とする。

6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び精算

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第19条についても適用する。

(合併等)

第51条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由による法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(公益認定取消し等に伴う贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額を、当該公益認定取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第55条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第12章 情報公開及び個人情報の保護等

(情報公開)

第56条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するため、活動状況及び運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第13章 補 則

(委 任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年3月25日から施行する。
(第21条、第22条、第26条及び第37条を改定する。)

附 則

この定款は、平成26年11月19日から施行する。
(第31条、第32条、第33条及び第42条を改定する。)

附 則

この定款は、2017・平成29年2月10日から施行する。
(第19条を改定する。)

附 則

この定款は、2019・令和元年8月2日から施行する。
(第31条、第33条を一部改定する。)

附 則

この定款は、2021・令和3年7月26日から施行する。

(第2条の事務所所在地の一部改定)

2021年6月10日臨時評議員会において議決

別 表 基本財産 (第10条関係)

(財産種別)	(金 額)
定期預金	83,000,000 円

